

森ヶ崎水再生センター消化ガス発電事業 実施方針に関する質問への回答

| No | 頁 | 章 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|----|---|----|------|-----|-----|----|--------------|--|---|
| 1 | | | 用語定義 | | | | 改築更新 | 「事業契約に基づく性能を維持するために」とあるが、事業期間を20年間とした場合、下水汚泥関連施設の更新年次は15年間と想定します。この場合、事業期間内に劣化等を認めた場合、改築更新の取扱いについて、ご教示いただけますでしょうか。 | 事業の維持管理・運営期間(20年間)を通じて安定的に消化ガス発電及び温水の供給を行うために必要な改築更新業務は、本事業で行います。 |
| 2 | 1 | 第1 | 4 | (3) | | | 事業目的 | 複数電源の確保による施設運営の信頼性向上と記載がございますが、複数電源とはどのような意味でしょうか。(消化ガス焚きの発電機を複数台設置する必要がある、または消化ガス焚きの発電機を設置することで、構内にある発電機以外にも発電機を設ける等) | 次の①～③により複数電源を確保し、施設運営の信頼性を向上します。 ①電気事業者からの電気の購入 ②消化ガス発電(本事業) ③非常用発電(既設) このうち、本事業では②により電源を確保します。 |
| 3 | 1 | 第1 | 4 | (3) | | | 事業目的 | 「複数の電源確保」とは、事業者が設置する施設に対する電源である、ことを指しているということでしょうか。 | 次の①～③により複数電源を確保し、施設運営の信頼性を向上します。 ①電気事業者からの電気の購入 ②消化ガス発電(本事業) ③非常用発電(既設) このうち、本事業では②により電源を確保します。 |
| 4 | 1 | 第1 | 5 | | | | 事業概要 | 「本事業に目的に沿う場合は」とありますが、その範囲や局方針など、可能な範囲で具体的な例示について、ご教示いただけますでしょうか。 | 本事業の事業目的のいずれかに該当する場合に、局事業に支障のない範囲で、副産物の利活用を認めます。例として、副産物を局から事業者が買い取ることで、局の電力コストを削減できる場合などを想定しています。 |
| 5 | 1 | 第1 | 6 | (1) | | | 事業範囲 | 本事業で設置する本施設から発生する排水は、局側にて受け入れて頂けるということでしょうか。 | 生活排水及びプラント排水は新着水井、雨水排水は既設雨水桝への排水となります。排水基準は、原則として、下水排除基準によります。 |
| 6 | 1 | 第1 | 6 | (2) | ア | | 業務内容 | 「事業期間を通じて安定的に」とありますが、事業期間内で消化ガスが供給されない機会などが生ずること、その頻度や時期など局側で把握しているものがあれば、ご教示いただけますでしょうか。 | 汚泥消化設備の点検や補修等により消化ガスの供給に影響が生じることがあります。なお、2年に1回、全停電を伴う点検が1日程度あります。 |
| 7 | 1 | 第1 | 6 | (2) | ア | | 業務内容(土木工事) | 更地化を求める対象エリアにおいて、提案前に局側と立ち合いの下、木・植物等の数量確認は可能でしょうか。加えて、移設、移植を求められるような対象となる木・植物・石材などの可能性について、ご教示いただけますでしょうか。 | 樹木等については、「要求水準書(案)」の別紙3(2)の樹木調査表をご参照ください。 |
| 8 | 1 | 第1 | 6 | (2) | ア | | 業務内容(土木工事) | 更地化工事において、事業者側による施工前現地確認を実施し、物理的に確認困難な事実が施工時に判明し、更地化工事に追加費用が必要となった場合、局側にご請求させていただき、費用負担いただけるという認識でよろしいでしょうか。 | 後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。 |
| 9 | 1 | 第1 | 6 | (2) | ア | | 業務内容(土木工事) | 事業者は、「土木工事(更地化工事)」の設計・建設を行うとありますが、更地化の具体的な内容を提示いただけますでしょうか。 | 更地化については、「要求水準書(案)」第2.4(4)エの更地化(造成)に記載しています。 |
| 10 | 1 | 第1 | 6 | (2) | ア | | 業務内容(土木工事) | 「土木工事(更地化工事)」について、産業廃棄物処理は、所有者処分の考え方に基づき、局側負担でよろしいでしょうか(※マニフェスト管理も含む)。 | 更地化工事は、本事業の範囲内のため産業廃棄物処理も含めて事業者が実施します。 |
| 11 | 2 | 第1 | 6 | (2) | イ | | 業務内容(運転管理業務) | 「運転管理業務」について、設置予定の消化ガス発電設備の保安規程に基づく日常点検業務等の現場業務についても、事業者側の責務でしょうか。 | 消化ガス発電設備の保安規程に基づく日常点検業務等の現場業務は、本事業で行います。 |
| 12 | 2 | 第1 | 6 | (2) | イ | | 業務内容(改築更新業務) | 「改築更新業務」について、事業者が設置予定の事業範囲のみが対象であり、局側より提供頂く建屋や設備は範囲対象外と考えてよろしいでしょうか。 | 改築更新業務は、本施設が対象です。なお、局より建屋や設備を提供する予定はありません。 |
| 13 | 2 | 第1 | 6 | (2) | エ | | 温水の供給 | 現在の消化ガス発電施設に対し、上水もしくは三次処理水、いずれかを使用しているか、ご教示いただけますでしょうか。 | 現在の消化ガス発電施設では、上水、二次処理水及び三次処理水を使用しています。 |
| 14 | 2 | 第1 | 6 | (2) | エ | | 温水の供給 | 温水には上水、または三次処理水を利用するとありますが、それぞれの水質(特に三次処理水)について、情報提供いただけますでしょうか。 | 上水は水道水、三次処理水は二次処理水を繊維ろ過した水です。 |
| 15 | 2 | 第1 | 6 | (2) | エ | | 温水の供給 | 「温水には上水又は三次処理水を利用する」とありますが、三次処理水は、事業期間終了まで供給されるとの理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 16 | 2 | 第1 | 6 | (2) | オ | | 副産物等の利活用 | 「事業者の提案を局が認めた場合」とありますが、認否の判断基準をご教示下さい。事業目的以外の視点はございますか。 | 本事業の事業目的のいずれかに該当する場合に、局事業に支障のない範囲で、副産物の利活用を認めます。例として、副産物を局から事業者が買い取ることで、局の電力コストを削減できる場合などを想定しています。 |
| 17 | 2 | 第1 | 6 | (2) | オ | | 副産物等の利活用 | 副産物の利活用施設は事業場所に設置可能と考えてよろしいでしょうか。 | 副産物等利活用施設は、事業用地内に設置可能な範囲(規模)での提案となります。 |
| 18 | 2 | 第1 | 6 | (2) | オ | | 副産物等の利活用 | 導入設備に補助金を活用することは可能でしょうか。 | 民設民営において、補助金等の制度を活用する場合には、事業者側の手続きとなります。 |
| 19 | 2 | 第1 | 6 | (2) | オ | | 副産物等の利活用 | 質問No.17記載の設置場所以外に設置することが可能な場合、別途土地の利用料等の費用発生はございますでしょうか。 | 副産物等利活用施設は、事業用地内に設置可能な範囲(規模)での提案となります。 |
| 20 | 2 | 第1 | 6 | (2) | オ | | 副産物等の利活用 | 副産物は民設民営との記載があり、全て事業者委ねていることから、プロポーザルによる評価の対象外ということでしょうか。 | 後日公表する「審査基準」に示します。 |

| No | 頁 | 章 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|----|---|----|-----|-----|-----|----|------------------------|--|---|
| 21 | 2 | 第1 | 6 | (2) | オ | | 副産物等の利活用 | <4行目>「副産物等利活用施設は民設民営を想定しており」とありますが、提案内容、技術等によっては、民設民営でない場合があり得るのでしょうか。「想定」とは決定でないことであり、民設民営でない可能性についてご教示いただけますでしょうか。 | 副産物等利活用施設は、民設民営といたしました。 |
| 22 | 2 | 第1 | 6 | (2) | オ | | 副産物等の利活用 | 副産物の利活用の設計・建設及び維持管理・運営の費用は事業者側負担ということですが、事業者選定における事業価格の比較対象は、副産物等利活用以外の設備のみであるということでしょうか？ | 後日公表する「募集要項」に示します。 |
| 23 | 2 | 第1 | 6 | (2) | オ | | 副産物等の利活用 | 副産物等の利活用施設の有無やその提案内容は、事業者選定における加点対象となりますでしょうか。 | 後日公表する「審査基準」に示します。 |
| 24 | 2 | 第1 | 6 | (2) | オ | | 副産物等の利活用 | 「副産物等利活用施設は民設民営を想定」とありますが、民設民営であることから、今回事業範囲ではあるものの事業提案書の価格評価及び技術評価の対象ではないという理解でよろしいでしょうか。 | 後日公表する「審査基準」に示します。 |
| 25 | 2 | 第1 | 6 | (2) | オ | | 副産物等の利活用 | 副産物等の利活用において民設民営施設を建設した場合は、本事業終了時まで撤去の必要があると考えてよろしいでしょうか。もしくは優先交渉権者決定後に、事業終了後においても民設民営事業の継続が可能か貴局と協議が可能と考えてよろしいでしょうか。 | 副産物等の利活用は、本事業の維持管理・運営期間内での実施とし、事業期間終了までに副産物等利活用施設の撤去が必要です。 |
| 26 | 2 | 第1 | 7 | | | | 事業要件 | 「局に2,200万kWh/年以上(送電端)の電力を供給する」とありますが、供給は売電扱いになる理解でよろしいですか。2,200万kWh/年を超過した場合(より多く発電した場合)の事業者インセンティブが不明です。 | 本事業はDBO事業であり、供給された電力は局の買い取りにはなりません。2,200万kWh/年を超過して発電した場合の取扱いについては、後日公表する「事業契約書等(案)」で示します。 |
| 27 | 2 | 第1 | 7 | | | | 事業要件 | 「2,200万kW/年以上」の電力供給が要求条件となっていますが、条件未達の場合はペナルティ等があるのでしょうか。 | 後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。 |
| 28 | 2 | 第1 | 8 | | | | 事業方式 | 本事業はDBO事業と想定しているとの記載ですが、想定かと存じますので、別の方式(PFI-BTO方式またはそれ以外)として提案することは可能でしょうか。 | 本事業は、DBO事業といたしました。 |
| 29 | 2 | 第1 | 8 | | | | 事業方式 | DBO方式のため、事業者にて建設した設備の所有者は局になります。そのため、突発不具合、予見できない設備劣化への対応、必要なリフレッシュ工事(改築更新)にかかる費用は、局に対してご請求させていただくことが可能と考えてよろしいでしょうか？ | 事業の維持管理・運営期間(20年間)を通じて安定的に消化ガス発電及び温水の供給を行うために必要な改築更新業務は本事業で行います。これらの費用負担については、後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。 |
| 30 | 2 | 第1 | 9 | | | | 事業費 | 維持管理・運営に係る費用について、20年間総費用を20年で割り、年度ごとに事業者へお支払いされることを想定されていますでしょうか。もしくは、電力量料金および熱料金として、料金単価設定によるお支払いを想定されていますでしょうか。 | 後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。 |
| 31 | 2 | 第1 | 9 | | | | 事業費 | 「①局へ供給できる電力量」、「②局へ供給できる温水」については、仮に要求水準以上に供給した場合、局が事業者に対してその対価を支払うものについては、事業費の範囲外という認識でよろしいでしょうか。 | 後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。 |
| 32 | 2 | 第1 | 9 | | | | 事業費 | 実施方針もしくは募集要項の公表から事業契約書等を締結するまでに半年以上の期間があり、その期間における資材費等の高騰を懸念しております。そのため実施方針もしくは募集要項等の公表時点から設計・建設契約、維持管理・運営契約の締結時点での物価上昇率を考慮し、契約金額の変更を含めた各種契約を締結させていただけると考えてよろしいでしょうか。物価上昇率については、事業契約等の締結後に適用される物価変動ルールを同様に適用するものと考えてよろしいでしょうか。 | 後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。 |
| 33 | 3 | 第1 | 10 | (1) | | | 設計・建設 | 「契約確定の日」とは、基本契約締結日と考えてよろしいでしょうか？ | 設計・建設契約の締結日が契約確定の日となります。 |
| 34 | 3 | 第1 | 10 | (3) | | | 維持管理・運営開始までのスケジュール(予定) | 事業者が行う3か年間の設計・建設期間中に、事業者側の責でない、設計・建設行為が継続できない中止せざるを得ない「事象や物」などが生じた場合は、その期間をどのように加算していただけるものか、その考え方について、ご教示いただけますでしょうか。 | 後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。 |
| 35 | 3 | 第1 | 10 | (3) | | | 維持管理・運営開始までのスケジュール(予定) | 維持管理・運営契約の締結とありますが、貴局からの維持管理・運営対価のお支払いは、電力の売買による対価ではなく、維持管理・運営費用として固定額(ユーティリティ使用量等は変動清算)が支払われるものと考えてよろしいでしょうか。 | 後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。 |
| 36 | 3 | 第1 | 10 | (4) | | | 事業期間終了時の措置 | 「本施設の取扱いについて、協議」について、具体的な協議事項をご教示いただけますでしょうか。 | 事業期間終了時の本施設の状況等について協議を行います。 |
| 37 | 3 | 第1 | 13 | (1) | | | 特定事業の選定 | <3行目>「特定事業として選定する」とあります。これは下水道局あるいは当該委員会において選定されると想定しますが、その時期や選定から認定されるまでの期間等、ご教示いただけますでしょうか。 | 本事業は、DBO事業といたしました。 |
| 38 | 4 | 第2 | 1 | | | | 事業者の募集及び選定方法 | 一般公募型プロポーザル方式とありますが、品確法等の観点から一般競争入札同様に貴局で規定されております、調査基準価格及び最低制限価格の設定がされると考えてよろしいでしょうか。 | 調査基準価格及び最低制限価格の設定はありません。 |

| No | 頁 | 章 | 大項目 | 中項目 | 小項目 | 細目 | 項目名 | 質問事項 | 回答 |
|----|-----|------|-------|----------|----------|-----|---------------------------|---|---|
| 39 | 4 | 第2 | 3 | (1) | | | 参加資格の確認 | 参加資格の要件について変更の可能性が記載されておりますが、変更後も発電および熱の供給に関する一般的な資格があれば問題ないでしょうか。 | 後日公表する「募集要項」に示します。 |
| 40 | 5 | 第2 | 3 | (3) | | | 応募者の参加資格 | 副産物等利活用施設においては民設民営とありますが、民設民営の事業範囲でも同様の参加資格等が必要でしょうか。 | 後日公表する「募集要項」に示します。 |
| 41 | 5 | 第2 | 3 | (3) | ア | (イ) | 共通の参加資格 | 「参加資格確認申請書の提出期限の最終日から優先交渉権者の選定の日までの間に」とありますが、優先交渉権者の選定後に(3)応募者の参加資格を喪失したとしても、その後の基本協定書の締結等は、他の事象が発生しない限り問題なく行えると考えてよろしいでしょうか。 | 後日公表する「募集要項」に示します。 |
| 42 | 5 | 第2 | 3 | (3) | ア | (イ) | 共通の参加資格 | 「優先交渉権者の選定」～「基本協定書の締結」～「基本契約及び設計・建設契約の締結」の各フェーズの間に、記載の応募者の参加資格を喪失した場合、応募者は失格となりますでしょうか。また失格となる場合は、違約金額等の設定はされますでしょうか。指名停止事項の中には、他の自治体の事由や不慮の事故等不可避的な事象等も含まれ、その場合例えば違約金支払いの対象としない、もしくは違約金額を減額する等の考慮を頂けますと幸いです。 | 後日公表する「募集要項」に示します。 |
| 43 | 7 | 第2 | 4 | (7) | | | 著作権 | 「局は必要な範囲において無償で使用することができる。」とありますが、事業提案書を審査結果の公表等に使う場合には、公表する内容について、応募者と協議の上決定するとの理解でよろしいでしょうか。また、公募者のノウハウ等を理由に公表内容を修正又は削除できるとの理解でよろしいでしょうか。 | 事業提案書など、事業者の提出書類を公開する場合には、公開する内容について応募者と協議を行います。 |
| 44 | 7 | 第2 | 4 | (9) | | | 資料の公開 | 提出書類とは、事業提案書のみを指しているとの理解でよろしいでしょうか。 | 東京都情報公開条例に基づく開示請求がなされた場合、事業提案書に限らず局が保有する公文書は不開示情報を除き原則として公開となります。 |
| 45 | 8 | 第3 | 1 | | | | リスク分担の基本的な考え方 | 別紙2「リスク分担表」下部の※5に「本施設(副産物等利活用施設を除く)の撤去費用は含まない。」との記載について、副産物等利活用施設の撤去費用は事業者負担という認識で合っておりますでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 46 | 10 | 第7 | 2 | (1) | | | 交付金等の取扱い | 副産物等の利活用施設が、下水道事業に貢献できると判断される場合、消化ガス発電設備とともに国の交付金等を活用していくことは検討されますでしょうか。 | 民設民営のため、局において国の交付金等の活用は想定しておりません。事業者において交付金等を活用される場合には協力いたします。 |
| 47 | 別紙1 | | | | | | 事業範囲 | 『副産物等利活用施設』の建築運営は【任意】とされていますが、評価の対象となりますか。対象となる場合、要求水準に記載された事業目的の観点から評価される理解でよろしいでしょうか。 | 後日公表する「審査基準」に示します。 |
| 48 | 別紙2 | 共通 | 制度変更 | 許認可 | 8 | | リスク分担表 事業者が取得すべき許認可・届出 | 本事業では交付金の活用が予定されておりますが、交付金交付手続きにおいて事業者が負担するリスクは原則として無い、との認識でよろしいでしょうか。 | 下水道事業に係る国の交付金等の活用に伴う手続きは、リスク分担表の局が取得すべき許認可・届出に該当します。 |
| 49 | 別紙2 | 共通 | 経済リスク | 物価変動 | 17 | | リスク分担表 物価変動 | 建設期間と運転維持管理期間において使用する物価指標は、それぞれ別にご検討ください。運転と建設では、影響する物価項目が異なります。 | 後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。 |
| 50 | 別紙2 | 共通 | 経済リスク | 物価変動 | 17 18 | | リスク分担表 物価変動 | リスク分担表に物価変動に関して記載いただいておりますが、実際の物価変動に対する費用清算の方法としては、提案書提出段階における事業者からの提案価格をもとに、別途規定される物価指標の変動率を反映させるものと考えてよろしいでしょうか。また実際に物価変動による対価の変更を頂く際に、物価指標の変動率と実勢価格(見積書等)の乖離が見られる場合は、協議に応じていただけるものと考えてよろしいでしょうか。 | 後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。 |
| 51 | 別紙2 | 設計 | 設計時 | 測量・調査 | 33 | | リスク分担表 測量・調査 | 事業者が実施した測量・調査等でリスク分担に事業者への記載がありますが、事前に都から事業者へ説明の無い埋設物等が発見された場合の撤去・処理等は東京都下水道局の負担でよろしいでしょうか。 | リスク分担表に記載のとおり、要求水準等に記載のない土壌汚染、地下埋設物に関することについては、局のリスクとなります。 |
| 52 | 別紙2 | 事業終了 | 終了手続 | 事業終了時の手続 | 53 | | リスク分担表 事業終了手続に伴う諸費用 | 副産物等利活用施設は、事業期間内に撤去し、事業者の負担で更地に復旧する理解でよろしいでしょうか。 | ご理解の通りです。 |
| 53 | 別紙2 | 事業終了 | 終了手続 | 事業終了時の手続 | 53 | | リスク分担表 事業終了手続に伴う諸費用 | 事業終了手続に伴う諸費用として、本施設の撤去費用は含まないとされていますが、事業終了の理由の如何をとわず、事業終了時に、事業者の本施設の撤去義務はないという理解でよろしいでしょうか。 | 後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。 |
| 54 | 別紙2 | | | | | | リスク分担表全般 | 「局の帰責事由」「事業者の帰責事由」という文言がありますが、いずれにも帰責事由がない場合、また、いずれの帰責事由によるか不明な場合については、協議により決定するという理解でよろしいでしょうか。 | 後日公表する「事業契約書等(案)」に示します。 |